

軽度者に対する福祉用具貸与の事務取扱について

平成21年5月8日

平成19年3月30日付け、老振発第0330001号・老老発第0330003号、厚生労働省老健局振興課長・老人保健課長通知により、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正（以下、「改正通知」という。）に伴う、軽度者の福祉用具貸与について保険者の事務処理について、次のとおりとする。

【基本方針】

福祉用具貸与については、利用者本人の身体状況に合わせ、日常生活を営むのに支障がある場合に、要介護者等の日常生活の自立を助けるために貸与することが基本となっております。今回の改正については、例外的な対応を定めたものであり、改正通知により軽度者への福祉用具貸与が大幅に緩和されたものではありません。

厚木市においても軽度者の福祉用具貸与については、国の通知に基づき、原則として「表1」の状態に該当しない場合は給付の対象外です。

しかし、今回の改正により、利用者が、「表2」、「表3」の状態像であり、介護支援専門員又は包括支援センターの担当者（以下「ケアマネジャー等」という。）が適切なケアマネジメントを行うことにより、例外的に保険給付を認めるものです。

【事務手続きに関する方針】

（1）医師の医学的所見の確認について

対象者が「表2」の状態に該当するかの医師の医学的所見の確認方法については、厚木医療福祉連絡会ケアマネジャー部会で作成した「主治医・ケアマネ連絡票」を利用し、必ず医師と連絡をとり、次の方法により医師の所見を確認すること。

ア 要介護（支援）認定時の主治医意見書の確認

・認定時における主治医意見書において、「表2」の状態であると記載がされていること。なお、主治医意見書に記載の有無に関わらず、主治医に面談などを行い、利用者の状態像について、医師の所見を確認すること。

イ 医師の診断書等による確認

・診断書等により「表2」の状態であると記載されていること。なお、診断書等に記載されていても、主治医等に面談などを行い、利用者の状態像について、医師の所見を確認すること。

(2) サービス担当者会議の開催について

ケアマネジャー等は、医師の医学的所見の確認後、サービス担当者会議を開催すること。

(3) 経過記録等

対象者に関する経過については「支援経過記録」及び「サービス担当者会議の要点又は介護予防支援経過記録」に記録すること。

【厚木市の確認について】

厚木市では、今回の改正に伴い、ケアマネジャー等から「軽度者に対する福祉用具貸与に係る確認依頼書」の申請に基づき確認作業を行うこととします。

なお、申請に必要な書類等については、次のとおりです。

軽度者に対する福祉用具貸与に係る確認依頼書

ケアプラン

支援経過記録

サービス担当者会議の記録

その他（市が要否の判断をするために、ケアマネジャー等が必要と判断した書類）

上記の提出書類に基づき、確認作業を行い、確認結果を通知します。

なお、提出された書類で表1～3の状態であると確認できない場合には、「保険給付の対象外」と判断します。

また、実地検査等の結果、医師の医学的所見が確認できない場合やサービス担当者会議等の記録、国等の通知に基づく必要な対応が行われていない場合（運営基準違反等）には、保険給付の返還を求めることがあります。

【その他注意事項】

- ・現時点において軽度者へ福祉用具貸与を行っているケースについては、最新のサービス担当者会議の記録等を添付し、確認依頼書を提出してください。
- ・一度確認を行なったケースについても、更新又は変更申請時等には、再度確認依頼書を提出してください。

表1

指定居宅介護サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の厚生労働大臣が定める者

品目	利用が想定される状態像	認定調査票のうち基本調査の直近の結果
車いす及び 車いす付属品	ア 日常的に歩行が困難な場合 イ 日常生活で移動の支援が必要な場合	ア 基本調査1-7「3.できない」 イ 担当者会議の協議による
特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する場合 ア 日常的に起き上がりが困難な場合 イ 日常的に寝返りが困難な場合	ア 基本調査1-4「3.できない」 イ 基本調査1-3「3.できない」
床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な場合	基本調査1-3「3.できない」
認知症老人徘徊感 知器	次のいずれにも該当する場合 ア 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある場合 イ 移動において、全介助を必要としない場合	基本調査3-1「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外、 又は 基本調査3-2～基本調査3-7のいずれか「2.できない」、 又は 基本調査3-8～基本調査4-15のいずれか「1.ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査2-2「4.全介助」以外
移動用リフト (つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する場合 ア 日常的に立ち上がりが困難な場合 イ 移乗が一部介助又は全介助を必要とする場合 ウ 生活環境による段差解消の必要性	ア 基本調査1-8「3.できない」 イ 基本調査2-1「3.一部介助」 又は「4.全介助」 ウ 担当者会議の協議による

表2

医師の医学的所見に基づく状態像

）疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に、別紙3に定める福祉用具が必要な状態に該当する者。

（例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象等）

）疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに、別紙3に定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者。

（例：がん末期の急速な状態悪化等）

）疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から、別紙3に定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者。

（例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避等）

表3

第23号告示19号イに該当する者

（1）車いす及び車いす付属品

ア 日常的に歩行が困難な者

イ 日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者

（2）特殊寝台及び特殊寝台付属品

ア 日常的に起き上がりが困難な者

イ 日常的に寝返りが困難な者

（3）床ずれ防止用具及び体位変換器

日常的に寝返りが困難な者

（4）認知症老人徘徊感知機器

ア 意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者

イ 移動において全介助を必要としない者

（5）移動用リフト

ア 日常的に立ち上がりが困難な者

イ 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者

ウ 生活環境において段差の解消が必要と認められる者